

浜松市ジャンボタニシ防除対策事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 市長は、市内の農地において発生しているスクミリンゴガイ(リンゴガイ科の一種。以下「ジャンボタニシ」という。)の生息域拡大と食害を防止するため、防除の取り組みに要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。その交付に関しては、浜松市補助金交付規則(昭和55年浜松市規則第17号。以下「規則」という。)及びこの交付要綱の定めるところによる。

(補助の対象及び補助率等)

第2条 本事業の補助の対象及び補助率等は別表1に定めるものとし、補助対象事業費には消費税及び地方消費税を含まない。

2 本事業の補助対象者については、市税を完納している者であること。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助の対象としない。

(1) 暴力団(浜松市暴力団排除条例(平成24年浜松市条例第81号。以下「条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。)

(2) 暴力団員等(条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)

(3) 暴力団員等と密接な関係を有する者

(4) 前3号に掲げる者のいずれかが役員等(無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべきもの、支配人及び清算人をいう。)となっている法人その他の団体

(5) 前各号に掲げる者のほか、公の秩序に反するおそれがあると認められる団体

(交付申請及び実績報告)

第3条 補助金の交付を受けようとする者は、別表1に定める実施期間内に事業実施後、事業実施年の10月31日までに、次に掲げる各号の書類を市長に提出しなければならない。

(1) 補助金交付申請書兼実績報告書(第1号様式)

(2) 事業実績書(第2号様式)

(3) 補助金の適正な運用及び暴力団排除に関する誓約書(第3号様式)

(4) 市税納付・納入確認同意書(第4号様式)

(5) 市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書の写し(給与所得者を雇用する事業者の場合に限る)

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の決定及び交付の確定)

第4条 市長は、前条の申請があった場合はこれを審査し、必要があると認める場合は現地調査等を行い、補助金を交付すべきであると認めたときは、補助金の交付の決定及び交付の確定を行い、申請者に補助金交付決定兼交付確定通知書(第5号様式)により通

知するものとする。

(補助金の請求)

第5条 補助事業者は、前条による通知書を受領した後、補助金交付請求書(第6号様式)により、速やかに市長に請求するものとする。

(交付の決定及び交付の確定の取り消し)

第6条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第4条における交付の決定及び交付の確定の全部又は一部を取り消すものとする。

(1) 交付の決定及び交付の確定の内容又はこれに付した条件その他法令若しくは規則又はこれらに基づく市の処分に違反したとき。

(2) 第3号様式に定める誓約事項に反したとき。

(3) 申請内容に虚偽が発覚したとき。

(補助金の返還)

第7条 市長は、前条に基づく補助金の交付の決定及び交付の確定を取り消した場合において、補助事業の当該取り消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、当該対象者に補助金を返還させるものとする。

2 前項により返還の請求を受けた者は、定められた期日までに補助金を返還しなければならない。なお、納期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2第4項の規定に基づき遅延損害金を市に納付しなければならない。ただし、やむを得ない事情として市長が認める場合は、この限りではない。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度から令和5年度までの補助金に適用する。

別表1 補助の対象及び補助率等

項目	内容
補助対象事業	対象農地におけるジャンボタニシの防除を目的とした、別表2に定める防除資材の購入及び散布。
補助対象者	対象農地において補助対象事業に取り組む者。なお、農業者団体の場合は、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体とする。
補助対象農地	以下の要件を満たす農地とする。 (1) 市内で水稻等の耕作をしている水田。 (2) 補助対象者が所有する又は適法に貸借されている水田。
補助対象事業費	別表2に定める防除資材の購入費。ただし、購入した資材のうち、1袋あたりの残量が1/2以上のものは対象外とする。なお、散布時に係る費用等は含まない。
補助率(額)	補助対象事業費の3分の1以内。ただし、対象農地の面積1aあたり130円を上限金額とする。 なお、補助金額を合算した際に100円未満の端数があるとき、これを切り捨てる。
補助の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・1圃場につき1回の申請とする。 ・事業実施の際は、申請者、購入者が同一であること。 ・購入先は農薬取締法に定める販売者からの購入に限る。 ・実施期間は4月1日～7月31日とする。

(注1) 資材散布時には、環境や人体への被害が及ぶおそれがないよう、使用時期、使用方法、使用量を遵守し、申請者の責任において散布すること。

(注2) 借地で散布を行う場合は、地主の理解を得たうえで実施すること。

別表2 防除資材

種類	登録番号	商品名
メタアルデヒド粒剤	第22153号	スクミノン
	第23460号	ジャンボたにしくん
	第23461号	スクミノンメイト
	第23037号	ジャンボタニシ退治粒剤
	第22154号	スクミノン5
	第23412号	メタレックスRG粒剤
磷酸第二鉄粒剤	第23398号	スクミンペイト3
	第23838号	スクミンブルー
チオシクラム粒剤	第23162号	スクミハンター

(注) 要綱に定めていない防除資材については別途協議とするが、原則ジャンボタニシの防除のみを目的としたものであること。